

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・道路の区域変更(5件)	道 路 維 持 課
・自動車専用道路の指定	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
・一般競争入札の参加者の資格等(2件)	物 品 管 理 室
・一般競争入札の参加者の資格等(2件)	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(2件)	経 営 支 援 課
・砂利採取業務主任者試験	監 理 課
・落札者等(2件)	建 設 企 画 課
・落札者等	物 品 管 理 室
・一般競争入札の実施(2件)	〃
・一般競争入札の実施(2件)	警 察 本 部 会 計 課
◎ 教 育 長 公 告	
・県立学校職員(実習助手、寄宿舎指導員)採用選考試験(障害者特別採用選考を含む)の実施	高 校 教 育 課
◎ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室
◎ 監 査 委 員 告 示	
・包括外部監査人の監査の事務を補助する者	監 査 事 務 局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施(2件)	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

告 示

長崎県告示第456号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
合同会社 coming 訪問看護・介護ステーション 幸	合同会社coming訪問看護・介護ステーション 幸 代表社員 小柳 彰悟	長崎県北松浦郡佐々町小浦免219番地8	令和4年5月1日	令和10年4月30日
大島ながたクリニック	永田 純一	長崎県西海市大島町1895-3	令和4年6月1日	令和10年5月31日
いづはら診療所	対馬市長 比田勝 尚喜	長崎県対馬市厳原町東里303番地1	令和4年6月1日	令和10年5月31日
溝上薬局北門町店	株式会社 ミズ 代表取締役 溝上 泰興	長崎県島原市北門町103番7	令和4年6月1日	令和10年5月31日
はくあい堂諫早かわとこ薬局	博愛堂ファーマシー株式会社 代表取締役 水田 晋一郎	長崎県諫早市川床町376-1	令和4年6月1日	令和10年5月31日
医療法人栄寿会 眞珠園療養所	医療法人栄寿会 理事長 林田 博典	長崎県西海市西彼町八木原郷3453-1	令和4年6月14日	令和10年6月13日
佐々中央クリニック	一般社団法人 ランドメディカル 代表理事 星野 龍志	長崎県北松浦郡佐々町市場免44	令和2年12月1日	令和8年11月30日
医療法人 さわだ耳鼻咽喉科医院	医療法人 さわだ耳鼻咽喉科医院 理事長 澤田 正道	長崎県諫早市八天町6-3	令和4年5月19日	令和10年5月18日
医療法人仁祐会 小鳥居諫早病院	医療法人仁祐会 理事長 小鳥居 湛	長崎県諫早市栄田町38-16	令和4年5月13日	令和10年5月12日
医療法人和光会 恵寿病院	医療法人和光会恵寿病院 理事長 出口 晴彦	長崎県諫早市有喜町593番地1	令和4年5月10日	令和10年5月9日
松嶋医院	医療法人潮陽会 理事長 松嶋 潮	長崎県老岐市芦辺町箱崎大左右触550-2	令和4年6月1日	令和10年5月31日

もろおかファミリー薬局	有限会社もろおか薬品 取締役 諸岡 健吾	長崎県諫早市多良見町化屋741-12喜々津ビル1階	令和4年5月12日	令和10年5月11日
あやめ薬局	株式会社アイリスメディカルグループ 取締役 田代 正昭	長崎県島原市有明町大三東戊1364-3	令和4年6月1日	令和10年5月31日
日並ぼかぼか歯科	井上 万恵	長崎県西彼杵郡時津町日並郷2212番地 グロリアス・YAMASHITA 2階	令和4年5月1日	令和10年4月30日
そうごう薬局 大村駅前店	総合メディカル株式会社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県大村市東本町143	令和4年6月1日	令和10年5月31日

長崎県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

（変 更）

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	みね眼科医院	宇野木 良孝	長崎県大村市東本町580番地	医療機関名	令和4年5月1日
新	うのき眼科				

長崎県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
諏訪薬局三城店	有限会社諏訪薬局 代表 取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市乾馬場町843-9	令和4年5月1日
つじかわ薬局 印通寺店	有限会社 つじかわ薬局 代表取締役 辻川 澄	長崎県老岐市石田町印通寺浦308-4	令和4年4月30日

長崎県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
ローズマリー薬局	長崎県諫早市多良見町市布516-1	株式会社九州メディカル工房 代表取締役 吉田忠弘	長崎県諫早市多良見町市布516-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月3日
あやめ薬局	長崎県島原市有明町大三東戊1364-3	株式会社アイリスメディカルグループ 代表取締役 田代 正昭	長崎県島原市有明町大三東戊1364-3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日

長崎県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	池元 健太	長崎県諫早市白原町1753-1			令和4年6月21日
はり・きゅう	峯脇 真	長崎県諫早市真崎町1888番地			令和4年6月21日

長崎県告示第461号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～7 略						1～7 略				
8	長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援補助金	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策	省エネルギー設備等の導入に要する経費	<u>3分の2以内</u>	県内中小事業者等						

の推進を
図る。

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				
4 長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間の連携事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業 (2) 企業と大学の連携事業 (3) 試作・認証取得支援事業 (4) 取引拡大支援事業 (5) システム構築支援事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	(1)～(4) 略 (5) <u>公益財団法人長崎県産業振興財団</u>
5及び6 略				

7～20 略

21 グリーン対応型企業成長促進事業費補助金	県内企業の企業間連携を伴う事業拡大及び生産性向上への取組を支援し、グリーン社会における県外需要の獲得及び県内サプライチェーンの育	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間連携支援事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 連携支援・設備投資事業 (2) 技術開発支	(1)及び(2) <u>2分の1以内又は3分の2以内</u>	(1) 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等 (2) 知事が適当
------------------------	--	--	--------------------------------	---

企業振興課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～3 略				
4 長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間の連携事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業 (2) 企業と大学の連携事業 (3) 試作・認証取得支援事業 (4) 取引拡大支援事業	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	(1)～(4) 略
5及び6 略				
7 雄ヶ原工業団地関連施設整備促進費補助金	雄ヶ原工業団地関連施設の整備を図る。	大村市工業用水道事業の公営企業債元利償還金相当額	<u>2分の1</u>	大村市
8～21 略				

		成・強化を図る。	援事業		と認める 県内 企業 者等
22	半導体・医療関連企業誘致可能性調査補助金	国内投資が活発化している半導体や医療関連分野の企業誘致にあたり、市町が行う活用可能な水源確保に向けた調査を支援する。	河川等の年間を通した供給能力調査、水質分析調査（金属等含有量調査）等に要する経費	2分の1以内 ただし、1市町あたり 1,000万円を限度とする。	市町
23	省エネルギー等設備導入緊急支援事業補助金	原油価格・物価高騰などの影響を受けている県内中小事業者の省エネルギー対策を推進するため、設備等の導入を図る。	省エネや高効率化により製造コストの削減に繋がる生産設備の導入に要する経費	3分の2以内	県内中小製造事業者等

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のためのプロジェクトの創出及び販路の拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) 洋上風力発電関連支援事業	略

新産業創造課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略				
3	新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金	環境及び新エネルギー関連分野における地場企業等による製品及び技術開発のためのプロジェクトの創出及び販路の拡大を支援することにより、新産業の創出を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略	略

4	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	産学官が連携し、商用化を見据えた取組への支援等により、海洋エネルギー関連産業の拠点形成の促進を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略 (2) <u>実証事業コーディネーターに要する経費</u>	略	
5	海洋エネルギー関連産業進出促進事業補助金	海洋エネルギー関連産業に進出しようとする県内企業等の企業間連携による受注の獲得・拡大に向けた取組を支援し、需要の獲得及び県内サプライチェーンの形成を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>技術開発事業</u> (2) <u>販路開拓事業</u> (3) <u>人材育成事業</u> (4) <u>連携支援・設備投資事業</u> (5) <u>その他目的達成のために必要と認められる事業</u>	2分の1以内	知事が <u>適当と認める企業グループに所属する企業、団体等</u>
6 略					
7	デジタル化推進活動支援補助金	県内中小企業におけるデジタル活用やIT機器導入を促進する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) <u>デジタル活用のための活動に要する経費</u> (2) <u>上記活動実施のための運営費</u>	予算の <u>範囲内</u> で知事が <u>定める額</u>	一般社団法人長崎県情報産業協会
8～10 略					
11	ミライ企業Nagasaki成長促進補助金	優れたアイデアやビジネスプランに対し支援を行うことで、県内における起業の機運醸成を図る。	県が実施する投資家とスタートアップ等とのマッチングイベントで発表されたアイデアやビジネスプランの事業化に要する経費	定額（100万円を上限とする。）	マッチングイベントのチャレンジ部門参加者
4 海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金					
5 略					
5 略					
6～8 略					

長崎県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 神ノ浦港長浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市神浦扇山町字白木川尻128番1地先から 長崎市神浦扇山町字白木川尻148番1地先まで	前	12.5~20.8	39.6	
	後	20.8~35.9	39.6	

長崎県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 多良岳公園線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市高来町善住寺字大山1106番6地先から 諫早市高来町善住寺字大山1106番6地先まで	前	5.5~10.4	28.6	
	後	17.5~23.0	28.6	

長崎県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 多良岳公園線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市高来町善住寺字大山1106番35地先から 諫早市高来町善住寺字大山1106番35地先まで	前	4.9~8.3	80.2	
	後	6.4~16.9	80.2	

長崎県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 舟志佐須奈線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町佐須奈甲字古屋ノサエ1609番1地先から 対馬市上県町佐須奈甲字古屋ノサエ1609番1地先まで	前	4.9~23.8	33.3	
	後	13.1~27.5	33.3	

長崎県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 舟志佐須奈線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町佐須奈甲字古屋ノサエ1607番1地先から 対馬市上県町佐須奈甲字古屋ノサエ1607番1地先まで	前	10.9~36.7	42.1	
	後	25.8~36.7	42.1	

長崎県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車専用道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市長野町976番地先から 諫早市栗面町770番78地先まで	令和4年7月8日

長崎県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎

振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長崎- (急) -989	長崎市川平町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
長崎 (外海) - (急) -0098	長崎市上黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎 (外海) - (急) -0099	長崎市上黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
長崎 (外海) - (急) -0100	長崎市上黒崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

長崎県告示第469号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|---------|------------------|------|
| ① | 4入札第44号 | 教職員事務用パソコン（県北地区） | 258台 |
| ② | 4入札第45号 | 教職員事務用パソコン（島原地区） | 139台 |
| ③ | 4入札第46号 | 教職員事務用パソコン（対馬地区） | 106台 |

2 競争入札に参加することができない者

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- 申請の時期
この告示の日から令和4年7月22日までとする。
- 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届(様式第2号)

キ 口座振替申込書(様式第3号)

ク 取扱品目明細書(様式第4号)

ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第471号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

4 入札第55号 タブレットパソコン（教師用） 160台

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

(4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年7月22日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(イ)及び(ロ)

(イ) 登記簿謄本

(ロ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(イ)及び(ロ)

(イ) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の

更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第472号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

情報管理サーバ等の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年7月28日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を

添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第473号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

免許台帳ファイリング及び県間通信システムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和4年7月28日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありせん。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

- キ 口座振替申込書（様式第3号）
 - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕 〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕 長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕 095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕 <https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ川棚店
長崎県東彼杵郡川棚町下組郷字平尾ノ前3番1 外14筆
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名に関する届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
川棚町長 山口 文夫
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び川棚町産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ佐々店
長崎県北松浦郡佐々町沖田免字中の間155番1 外5筆
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称に関する届出事項の変更
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名に関する届出事項の変更
 - (3) 大規模小売店舗を設置する者の住所に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐々町長 古庄 剛
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐々町企画商工課

砂利採取業務主任者試験（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和4年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験の実施期日
令和4年11月11日（金）午前10時から12時まで
- 2 試験の実施場所
長崎市尾上町3番1号
長崎県庁 3階 312会議室
- 3 受験資格
制限なし
- 4 試験科目
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 5 受験願書の提出期間及び提出先
令和4年10月14日から令和4年10月28日まで
長崎県土木部監理課（長崎市尾上町3番1号）
- 6 受験手数料
8,100円（受験願書に長崎県収入証紙をはり付けて納付すること。）

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の業務の名称
令和4年度 長崎県公共事業技術情報システム改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部建設企画課（技術情報班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年6月23日
- 5 落札者
長崎市栄町5番11号
株式会社 NDKCOM 代表取締役 中野 一英
- 6 落札価格
29,650,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和4年5月10日
- 8 落札方式
最低価格

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の業務の名称
電子入札システム再開発・運用管理業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県土木部建設企画課（技術情報班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-894-3023
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和4年6月27日
- 5 落札者
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目12番22号
株式会社 九州日立システムズ 代表取締役 取締役社長 荒井 正純
- 6 落札価格
42,835,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 7 入札公告日
令和4年5月10日
- 8 落札方式
最低価格

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び数量
4入札第25号 三次元測定機 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和4年6月27日
- 6 落札者
西彼杵郡長与町高田郷3608-8
(株)ポシブル 長崎営業所 所長 江島 浩一
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
37,499,000円
- 8 入札公告日
令和4年5月17日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量
 - ① 4入札第44号 教職員事務用パソコン（県北地区） 258台
 - ② 4入札第45号 教職員事務用パソコン（島原地区） 139台

③ 4 入札第46号 教職員事務用パソコン (対馬地区) 106台

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年12月23日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和4年7月22日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上(<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>)において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和4年8月18日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和4年8月5日 17時00分

9 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和4年8月19日10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和4年8月18日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(16) 代理人が入札したとき。

- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
 - (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
 - (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
 - (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 15 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Faculty staff office computers (Kenhoku area), 258 units
 - ② Faculty staff office computers (Shimabara area), 139 units
 - ③ Faculty staff office computers (Tsushima area), 106 units
 - (2) Delivery period:
December 23, 2022
 - (3) Delivery place:
 - ① Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Kenhoku area
 - ② Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Shimabara area
 - ③ Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Tsushima area
 - (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. August 18, 2022
 - (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. August 19, 2022
 - (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
4 入札第55号 タブレットパソコン（教師用） 160台

(2) 購入物品の特質等
仕様書による。

(3) 納入期限
令和5年3月20日

(4) 納入場所及び条件
仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和4年7月22日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和4年8月18日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和4年8月5日 17時00分

- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(期日) 令和4年8月19日11時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和4年8月18日 17時00分(必着)
(提出先) 長崎県出納局物品管理室
(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
 - (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
 - (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
 - (16) 代理人が入札したとき。
 - (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Faculty staff tablet PC, 160 units
- (2) Delivery period:
March 20, 2023
- (3) Delivery place:
Prefectural high schools in Nagasaki・Isahaya・Omura・Shimabara・Sasebo・Saikai・Minamishimabara・Hirado・Kitamatsuura・Goto・Iki area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :
5:00 p.m. August 18, 2022
- (5) Date and time for the opening of tenders:
11:00 a.m. August 19, 2022
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
情報管理サーバ等の賃貸借及び保守
情報管理サーバ等 1式
※詳細は入札説明書による
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部、運転免許管理課及び全警察署

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第472号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和4年7月28日（木）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）

（電話）095-820-0110 内線2231

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

（期 間）この公告の日から令和4年8月15日（月）までの間（県の休日を除く。）

（場 所）4の部局等とする。

（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県警察本部3階入札室

（期日）令和4年8月23日（火）14時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

9 郵送による場合の入札書の受領期限等

- (受領期限) 令和4年8月22日(月)17時00分必着
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する

る協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

Information management server ,etc. 1formula

(2) lease period:

March 1,2023 through February 29,2028

(3) Installation Location:

Nagasaki Prefectural Police Headquarters , Driver' s License Management Division and all police station in Nagasaki Prefecture

(4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :

5:00 p.m. August 22, 2022

(5) Date and time for the opening of tender:

2:00 p.m. August 23, 2022

(6) Point of Contact:

3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan

Finance Division

Police Administration Department

Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2231

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

免許台帳ファイリング及び県間通信システムの賃貸借及び保守

免許台帳ファイリングシステム 1式

県間通信システム 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和5年4月1日から令和6年12月31日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部交通部運転免許管理課

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和4年長崎県告示第473号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和4年7月28日（木）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和4年8月15日（月）までの間（県の休日を除く。）
- （場 所）4の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県警察本部3階入札室
- （期日）令和4年8月23日（火）13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
- （受領期限）令和4年8月22日（月）17時00分必着
- （提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
 - 免除する。
 - (2) 契約保証金
 - 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの

(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Driver's license ledger filing system 1formula
Inter-prefectural communication system 1formula
- (2) lease period:
April 1,2023 through December 31,2024
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Driver's License Management Division

- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date) :
5:00 p.m. August 22, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. August 23, 2022
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

教 育 長 公 告

県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験（障害者特別採用選考を含む）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和5年度県立学校職員（実習助手、寄宿舎指導員）採用選考試験を次のとおり実施する。

令和4年7月8日

長崎県教育委員会

教育長 中崎 謙司

令和5年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

1 職 種

- (1)実習助手（理科、農業、工業（機械、化学、建築、土木）、商業、福祉、特別支援）
- (2)寄宿舎指導員

2 募集人数及び出願資格

《A採用（障害者特別採用選考）》

募集職種		募集人数	対象者及び資格
実習助手	理 科	若干名	①昭和38年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある
	特別支援		
	工 業		
	商 業		

※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

《B採用》

募集職種		募集人数	対象者及び資格
実習助手	理 科	1名	①昭和38年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、採用後、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある
	特別支援	1名	
	農 業	1名	①昭和38年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者
	工 業 (機 械)	2名	

工 業 (化 学)	1名	
工 業 (建 築)	1名	
工 業 (土 木)	1名	
商 業	1名	
福 祉	1名	
寄宿舎指導員	1名	①昭和38年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

- 3 出願期間 令和4年7月15日（金）～令和4年8月4日（木）
※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和4年7月8日（金）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

※郵送希望者は、返信用封筒〔角2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦5cm、横4cm）を貼付すること。 ダウンロードする場合は、両面印刷すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。 卒業証書のコピーは不可。
③ 返信用封筒（長3号定形）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。
④ 障害者特別採用選考申請書 （障害者特別採用選考のみ）	障害者手帳等の写しを貼付し、願書等とともに提出すること。

5 加点制度について

下記の募集職種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により第1次試験に加点する。加点は最大で2項目、合計6点までとする。なお、出願締切の翌日以降に取得見込みの者については、本制度は適用されないので留意すること。

【加点申請ができる募集職種・要件及び加点される点数】

申請要件	募集職種及び加点						
	実習助手						寄宿舎指導員
	理科	農業	工業 全学科	商業	福祉	特別支援	
① 高等学校教諭普通免許状「理科」を有する者	3						
② 高等学校教諭普通免許状「農業」を有する者		3					
③ 高等学校教諭普通免許状「工業」を有する者			3				
④ 高等学校教諭普通免許状「商業」を有する者				3			
⑤ 高等学校教諭普通免許状「福祉」を有する者					3		
⑥ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者						3	3
⑦ 高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者	3	3	3	3	3	3	
⑧ 「家畜人工授精師」の免許を有する者		3					
⑨ 「毒物劇物取扱者（一般品目）」の資格を有する者		3					

⑩	「測量士及び測量士補」の資格を有する者		3				
⑪	ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表の区分1・区分2・区分3・別表 における「区分記号」が「B」以上の資格等を有する者 ※1			3または6 ※2			
⑫	全商情報処理検定1級合格者				3		
⑬	「ITパスポート」の資格を有する者				3		
⑭	「基本情報技術者」の資格を有する者				3		

【申請手続き】

出願時の申請に加え、第1次試験当日に、下記の各要件を証明する書類の原本を提出すること。

①～⑧については、それぞれの免許状を提出すること。

⑨～⑭については「合格証書」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。

なお、免許状や資格に記載された氏名が旧姓の場合は、改姓を証明する書類も提出すること。

※1 ジュニアマイスター顕彰に係わる区分表については、全国工業高等学校長協会ホームページ (<https://zenkoukyo.or.jp/>) を参照すること。

※2 該当する資格を2つ以上有する場合、加点は6点となる（他の要件を含めて合計6点まで）。

6 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

7 第1次試験

(1) 試験日時 令和4年8月17日（水）午前9時30分～（9時開場）

(2) 試験会場 長崎県教育センター（大村市玖島1丁目24-2）

※JR大村駅から徒歩30分、タクシー利用の場合は約7分。大村公園入口バス停から徒歩約7分。

※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関を利用すること。

(3) 試験内容 ①一般教養試験 ②適性検査

※一般教養試験の内容は、高等学校卒業程度の一般教養及び募集職種の職員として必要な専門に関する基本的知識。

(4) 合格者発表 令和4年9月5日（月）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

8 第2次試験（第1次試験合格者に対して）

(1) 試験日 令和4年9月16日（金）

(2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階 ※受付は308会議室で行う。

（長崎市尾上町3-1）

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。

(3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接

(4) 合格者発表 令和4年10月11日（火）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

9 その他

○受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。

○試験当日は黒鉛筆（H、F、HB推奨）・消しゴムを必ず準備してください。第1次試験ではマークシートを使用します。

○当日は、マスクの着用をお願いします。

○書類に不備があるものについては受け付けられませんので、注意してください。

○不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第55号

長崎県選挙関係事務執行規程（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。
令和4年7月8日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

改正後	改正前																																				
<p>第19号様式（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第20条関係） （その1）</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用自動車使用証明書 （自動車）</p> <p>次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。</p> <p>何年何月何日</p> <p style="text-align: center;">何年何月何日執行選挙 （何選挙区） 候補者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）</td> <td style="width: 45%;">1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合</td> <td style="width: 40%;">2 左に掲げる場合以外の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="3">運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>車種及び自動車登録番号又は車両番号</td> <td>運送等年月日</td> <td>運送等金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。 運送事業者等が、長崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、長崎県に支払を請求することはできません。 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 （1）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 （2）（1）以外の場合 16,100円 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、長崎県に支払を請求することはできません。 	運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 円			備考							<p>第19号様式（選挙運動用自動車使用証明書の様式）（第20条関係） （その1）</p> <p style="text-align: center;">選挙運動用自動車使用証明書 （自動車）</p> <p>次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。</p> <p>何年何月何日</p> <p style="text-align: center;">何年何月何日執行選挙 （何選挙区） 候補者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）</td> <td style="width: 45%;">1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合</td> <td style="width: 40%;">2 左に掲げる場合以外の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="3">運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>車種及び自動車登録番号又は車両番号</td> <td>運送等年月日</td> <td>運送等金額 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。 運送事業者等が、長崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、長崎県に支払を請求することはできません。 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。 （1）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 （2）（1）以外の場合 15,800円 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、長崎県に支払を請求することはできません。 	運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合	運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 円			備考						
運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合																																			
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名																																					
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 円																																			
		備考																																			
運送等契約区分 （該当する方の番号に○をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合																																			
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名																																					
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 円																																			
		備考																																			

第20号様式（ビラ作成証明書等の様式）（第20条関係）

（その1）

ビラ作成証明書

次とおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行長崎県知事選挙
候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が長崎県に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
 - 長崎県知事選挙の場合
145,000円
 - 長崎県議会議員選挙の場合
16,000円
 - 限度額
 - 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
 $7円73銭（単価） \times 当該作成枚数 = 限度額$
 - 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $386,500円 + 5円18銭 \times （当該作成枚数 - 50,000枚） = 単価（1円未満の端数は切り上げ）$
単価 \times 当該作成枚数 = 限度額

（その2）

ポスター作成証明書

次とおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙
（何選挙区）
候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が、長崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数 \times 2
 - 限度額
 - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合
 $316,250円 + 541円31銭 \times 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数 = 単価$
（1円未満の端数は切り上げ）
単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額
 - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合
 $586,905円 + 28円35銭 \times （当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数 - 500） = 単価$
（1円未満の端数は切り上げ）
単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額

第20号様式（ビラ作成証明書等の様式）（第20条関係）

（その1）

ビラ作成証明書

次とおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行長崎県知事選挙
候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が長崎県に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
 - 長崎県知事選挙の場合
145,000枚
 - 長崎県議会議員選挙の場合
16,000枚
 - 限度額
 - 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
 $7円51銭（単価） \times 当該作成枚数 = 限度額$
 - 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $375,500円 + 5円2銭 \times （当該作成枚数 - 50,000枚） = 単価（1円未満の端数は切り上げ）$
単価 \times 当該作成枚数 = 限度額

（その2）

ポスター作成証明書

次とおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙
（何選挙区）
候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が、長崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数 \times 2
 - 限度額
 - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合
 $310,500円 + 525円6銭 \times 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数 = 単価$
（1円未満の端数は切り上げ）
単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額
 - 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合
 $573,030円 + 27円50銭 \times （当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数 - 500） = 単価$
（1円未満の端数は切り上げ）
単価 \times 確認された作成枚数 = 限度額

第21号様式（請求書の様式）（第21条関係）
（その2）
（別紙）

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価 A	枚数 B	金 額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備 考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
ア 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円73銭
イ 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})$
当該作成枚数
1 銭未満の端数は切上げ
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第21号様式（請求書の様式）（第21条関係）
（その2）
（別紙）

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価 A	枚数 B	金 額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備 考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
ア 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円51銭
イ 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000\text{枚})$
当該作成枚数
1 銭未満の端数は切上げ
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

（その3）
（別紙）

請 求 内 訳 書

選挙区 (選挙が行われる区域)	印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G)×(H) =(I)	
における ポスター 掲示場数	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
箇 所										
計										

備 考

- ポスター掲示場数の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} \dots$ 1 円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) \dots$ 1 円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

（その3）
（別紙）

請 求 内 訳 書

選挙区 (選挙が行われる区域)	印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G)×(H) =(I)	
における ポスター 掲示場数	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
箇 所										
計										

備 考

- ポスター掲示場数の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
 $310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} \dots$ 1 円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
 $573,030円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) \dots$ 1 円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の規定は、令和4年7月1日（以下、「適用日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、適用日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月8日

長崎県監査委員 下 田 芳 之
同 砺 山 和 仁
同 前 田 哲 也
同 中 村 泰 輔

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
藤 森 弘 行	長崎県長崎市片淵3丁目7番17号 コスモ片淵Ⅱ302
青 野 悠	長崎県長崎市古町30番地 パティオM402
平 山 愛	長崎県長崎市古町30番地 パティオM402
鮎 川 愛	長崎県長崎市三芳町11-9 オーヴィジョン三芳906号

2 当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年6月28日から令和5年3月31日まで

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）ごみ箱類ほか備品一式の調達について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）ごみ箱類ほか備品一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書等による。

(3) 納入期限

令和4年10月3日（月）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

- (3) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年7月19日（火）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。
- 4 入札参加条件
この入札に参加する者で、入札説明書に掲げる例示品の同等品で納入しようとする場合は、同等品申請書を令和4年7月21日（木）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 5 当該業務を担当する部局
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
（期間）この公告の日から令和4年7月19日（火）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）5の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等
（期日）令和4年7月26日（火）10時00分開始
（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室
入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学基幹ネットワークシステム改修（西棟）について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年7月8日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
長崎県立大学基幹ネットワークシステム改修（西棟）
- (2) 委託業務の特質等
入札説明書等による。
- (3) 履行期間
契約日から令和5年2月28日まで
- (4) 業務場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1）
- (5) 入札の方法
前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイの資格を得ている者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年7月22日（金）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できるものであること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年7月22日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和4年7月29日（金）13時30分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 業務が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺ク
田ク
宏
弥ト